

八戸労働基準監督署の三浦署長さんにご参加頂き

工事安全パトロールを実施しました

平成24年8月23日(木)、各工事現場の安全を確保することを目的とした工事安全パトロールを実施しました。工事安全パトロールは月に一、二度、当事務所と受注者の共同で行っているものであり、今回、八戸労働基準監督署の三浦署長さんにもご参加頂きました。

今回のパトロール対象工事は、陸上工事のコンクリートブロック製作工事3件で、はじめに各現場代理人から本日の作業概要の説明を受け、パトロールに出発しました。

各現場では、コンクリートの打設状況や作業用足場の設置状況、掲示物の状況等について確認しました。

パトロール終了後、三浦署長から「県内の労働災害が急増している状況の説明」と「熱中症に対する注意喚起」等について説明、指導がありました。

当事務所では、現在災害復旧が最盛期を迎え現場が輻輳していますが、受注者と共に労働災害“ゼロ”を目指し工事安全パトロールを実施していく予定です。



▲現場代理人からの作業概要説明



▲パトロール状況①



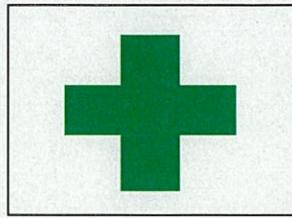
▲パトロール状況②



▲パトロール状況③



安全



第一

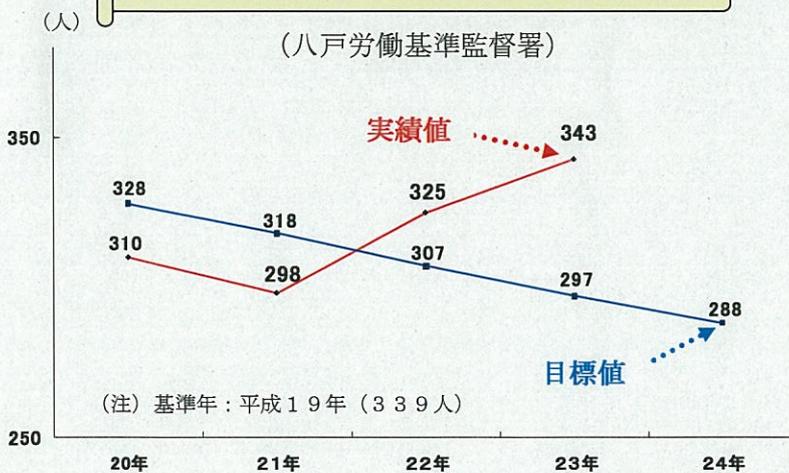
労働災害が急増しています！

- 八戸労働基準監督署では、第11次労働災害防止計画(平成20年度～平成24年度)を策定し、死傷者数を平成24年において、平成19年と比較し**15%以上減少**させることを目標に掲げ取り組んでいるところですが、平成22年、平成23年と2年連続で労働災害が増加しており、目標達成が厳しい状況となっています。
- 八戸労働基準監督署管内(八戸市及び三戸郡内)における休業4日以上の労働災害による死傷者数は、平成22年は対前年で27人(9.1%)増の325人、平成23年は対前年で18人(5.5%)増の343人と2年連続で増加しています。
- 2年連続の増加は、昭和53年、昭和54年以来のことであり、さらに平成24年に入ってから、1～7月分において、対前年同期で**44人(26.7%)増の209人**となっており、極めて憂慮すべき事態となっています。
- 各事業場におかれては、労働災害防止対策の一層の徹底を図るとともに、安全パトロールの実施等、自主的な安全活動の積極的な展開をお願いします。

～ 労働災害発生状況 ～
 (死亡及び休業4日以上の労働災害)

平成23年1～7月分	平成24年1～7月分
死亡者数 3人	死亡者数 3人
死傷者数 162人	死傷者数 206人
※ 死傷者数前年同期比 +26.7%	

第11次労働災害防止計画の目標と実績



＝労働災害防止対策の徹底を！＝

- ☆ 通路でのつまずき、滑り等による転倒災害防止対策の徹底
- ☆ 足場、開口部、トラックの荷台等からの墜落・転落災害防止対策の徹底
- ☆ 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- ☆ 手工具や用具等による切れ・こすれ災害防止対策の徹底
- ☆ 加工物や取扱い物等の飛来・落下災害防止対策の徹底
- ☆ 車両系建設機械やクレーンによる激突災害防止対策の徹底
- ☆ 自動車やバイクの運転業務における交通労働災害防止対策の徹底

八戸労働基準監督署



建設業等における熱中症を予防しましょう！

(平成24年の職場での熱中症対策の重点について)

※建設業等とは、建設業や建設業に付随して行う警備業をいいます。

建設業等では、次の4項目を重点として取り組みましょう。

- 1 WBGT 予報値など熱中症情報を作業前に確認して、対策を講じてください。
※ WBGT値(暑さ指数)が高いほど熱中症になりやすくなります。予報値が高い場合には、屋根を設置したり、単独作業を行わない、連続作業時間を短縮するなどしてください。
- 2 作業者の日常の健康管理について指導してください。
※ 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食の未摂取などの場合、熱中症の発症に影響があるおそれがあります。健康管理などの指導を行い、顕著に症状がみられる場合には、作業場所の変更や作業転換の対応を行ってください。
- 3 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を定期的に摂取してください。
※ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼などの際に注意喚起をするなどしてください。
また、頻繁に巡視を行い定期的に水分・塩分を摂取させてください。
- 4 熱への順化期間を設けてください。
※ 熱に慣れていないと熱中症に罹りやすくなります。高温多湿作業場所で初めて作業する場合には、熱への順化期間(7日以上を目安)を設けてください。

熱中症予防のため、次の対策も講じましょう！

1 作業環境管理

- ・横になれる場所(日陰等の涼しい休憩場所など)を確保しましょう。
- ・定期的に水分及び塩分を補給し、体を冷やす冷たいおしぼりなどの物品や設備を用意しましょう。

2 作業管理

- ・管理監督者が頻繁に職場巡視を行いましょう。
- ・作業員同士で声を掛け合い、お互いの健康状態に注意しましょう。
- ・透湿性、通気性の良い服装を着用しましょう。

3 健康管理

- ・健康診断結果に基づき医師等の意見を聴き、必要に応じて作業場所を変更するなどしましょう。
- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、じん不全などの疾患がある場合、必要に応じて作業場所の変更や作業転換を行いましょう。

4 労働衛生教育

- ・自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること、日常の健康管理、熱中症が疑われる症状、緊急時の救急措置及び連絡方法について、繰り返し教育しましょう。



青森労働局・労働基準監督署

関係通達については、裏面に記載しております。